

2 川健保政第 6 6 4 号
令和 3 年 2 月 1 2 日

各施設所管部長 様

保健医療政策室長

川崎市における高齢者・障害者等施設内陽性者の入院対応について（依頼）

標記の件について、昨年末から本年 1 月における新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大に伴い、入院医療ニーズとコロナ受入れ病床数の間でかつてない大きな乖離が生じたことから、令和 3 年 1 月 2 2 日付け 2 川健保政第 6 2 3 号「蔓延期における高齢者・障害者等施設内陽性者の入院対応について」にて依頼しているとおり「生命を守ること」を最優先した入院調整に御協力をいただいたところです。

その後、感染者数の減少に伴う入院医療ニーズの漸減、及び市内各病院の多大な御尽力による更なる増床により、病床逼迫度は一定の改善が見られ始めたところです。

つきましては、＜入院調整の依頼における指針＞を別添のとおり改訂いたしますので、当該指針に即した対応・調整について御協力いただきますよう、貴所管施設への周知方よろしくお願いいたします。

（保健医療政策室 担当）
電話 044-200-3987

川崎市における高齢者・障害者等施設内陽性者の入院対応について（R3.2.12 改定）

※変更点は 〰 の部分

<入院調整の依頼における指針>

1. **区役所**は、入居者の検査にあたり、できる限り PCR（または抗原定量）による陽性判定を行うこと
⇒ 抗原定性のみでは信頼度が確保されないため、入院調整が困難
2. **施設**は、陽性判明時点で DNAR（延命処置・人工呼吸器装着希望の有無）を必ず確認すること
⇒ DNAR 不明の場合、適切な医療機関の選定や入院調整が困難
3. 下記状態の症例が発生したら、施設は『区役所へ』入院調整依頼すること
 - 発熱・食欲低下等コロナによる何らかの症状が生じている方（無症状でない方）
 - SpO2 の目安は、『高齢者施設のしおり第一版 P7～8 入所者の健康管理』に則り『95%未満』とする
4. **施設**は、入院調整依頼は必ず『日中（9時から17時）に』『区役所へ』行うこと
 - 夜間の入院調整は現実的には不可能のため、翌朝に入院依頼を
 - 施設からの119要請、コロナ119への依頼に相当する状態例は、『高齢者施設のしおり第一版 P7～8 入所者の健康管理』に準ずる
5. **区役所**は、施設から入院依頼があれば
 - 詳細聴取し、3. の状態であれば、必ず『日中に』『市本部へ』調整依頼すること
 - 区役所から陽性受入病院への直接依頼は不可（当面継続）
6. 入院後、医療処置（酸素、点滴など）が不要となった症例については、療養期間終了を待たずに退院し、施設へ帰還することもあり得る（施設側に特段の理由があればこの限りでない）